

令和7年度  
第1回 高知市成年後見制度利用促進審議会 議事録

日時	令和7年7月2日（水） 18:30～20:00	
出席者	協議会委員	西内委員長，土居副委員長，田中委員，山岡委員，利谷委員，堀委員 窪内委員，公文委員，溝渕委員
	健康福祉部	橋本部長，入木副部長，明坂福祉事務所長
	基幹型地域 包括支援 センター	野村所長，宮川副所長，田部係長，谷脇主査補，坂口主査補，山崎主査， 武正主査，浅野主査
	障がい福祉課	大中課長，黒岩室長，前田係長，坂本主査，西山主査
	健康増進課	喜多係長，上甲主任
	家庭裁判所	山崎書記官（オブザーバー）
内容	<p>会次第</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委員紹介</li> <li>3 令和6年度高知市権利擁護支援地域連携ネットワーク中核機関運營業務の事業報告</li> <li>4 令和7年度高知市権利擁護支援地域連携ネットワーク中核機関運營業務の事業計画</li> <li>5 第一期高知市成年後見制度利用促進基本計画の最終評価</li> <li>6 第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画の目標と具体的取組</li> <li>7 想いをかなえるノートについて</li> <li>8 成年後見制度啓発ツールについて</li> <li>9 受任調整会議の運用について</li> <li>10 閉会</li> </ol> <hr/> <p>（基幹型地域包括支援センター 武正） 定刻となりましたので，これより令和7年度第1回高知市成年後見制度利用促進審議</p>	

会を開催いたします。本日はご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。私は、本日の司会を務めます基幹型地域包括支援センター武正と申します。議事に入るまでの進行を務めますのでよろしくお願いいたします。また、オブザーバーとして、高知家庭裁判所の山崎様にご参加いただいております。続きまして、資料を確認させていただきます。令和7年度第1回高知市成年後見制度利用促進審議会の会次第と別添1～5の資料、成年後見制度と書かれたA3用紙のものと想いをかなえるノートはありますでしょうか。資料がない方がおられましたら、お声をかけてください。なお、別添5資料に当日回収と記載がありますが、本日はシートへの記入は行いませんのでお持ち帰りいただいて問題ありません。それでは開会にあたりまして、健康福祉部長橋本よりご挨拶をさせていただきます。

(橋本部長)

皆さんこんばんは。高知市健康福祉部長の橋本でございます。審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、公私ともに御多忙のところ高知市成年後見制度利用促進審議会にご参加をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃は、本市の高齢者福祉の推進にご協力をいただきまして重ねてお礼を申し上げます。さて、昨年度は委員の皆様により第二期成年後見制度利用促進基本計画策定に向け、熱心にご審議をいただきまして、貴重なご意見を賜りましたこと、心から感謝を申し上げます。皆様のご協力を持ちまして、令和7年3月に、第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画を策定することができました。この第二期計画では国が市町村に求める取組や、成年後見制度自体の認知度が低いなどの本市における現状や課題等を踏まえ、5つの基本目標と、それぞれの目標の評価指標を設定したところであります。

今年度は第二期計画を実行する初年度として、各目標の達成に向けて取り組んでまいります。本日は第一期計画の評価に加えて、各目標の達成に向けた取組の案をお示しさせていただきますが、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見をいただきますとともに各取組の実行に向けてお力添えをいただければと思います。

夜間でもあり、また長時間の会議となりますが、ぜひ活発なご議論をいただきますよう、お願いを申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(基幹型地域包括支援センター 武正)

ありがとうございました。今年度から2名の委員様に新たに就任いただいております。会次第に記載されております資料の1ページの名簿に沿って事務局より新任委員の所属団体とお名前をご紹介しますので、一言ずつご挨拶をお願いします。高知県行政書士会 田中俊次様。

(田中委員)

高知県行政書士会コスモス高知の田中と申します。これまで廣井先生が参加されてましたけれども、今年度から私が担当させていただくことになりましたので、どうぞよろしく申し上げます。

(基幹型地域包括支援センター 武正)

続きまして、高知市手をつなぐ育成会 窪内智一様。

(窪内委員)

こんばんは。高知市手をつなぐ育成会会長に就任しました窪内と申します。よろしくお願ひいたします。会長就任に伴いまして、私が今年から出席させていただくようになりましたので、色々と勉強させていただきますので一つよろしくお願ひいたします。

(基幹型地域包括支援センター 武正)

2名の新任委員様、今年度からよろしくお願ひいたします。審議会の方ですが情報公開の対象となっておりますので、議事録を作成する関係上、ご発言の際にはまずお名前をおっしゃっていただいた後にご発言をお願ひいたします。それではここから西内委員長に進行をお願ひし、議題に入りたいと思います。西内委員長、よろしくお願ひいたします。

(西内委員長)

皆様、こんばんは。遅い時間ですけど、ご出席いただきましてありがとうございます。本日の審議会は次第にありますように少し議題として多いですけども、年度1回目の審議会になっておりますので、積極的にと言いますか、今回新たに委員になられた方もいらっしゃると思いますので、この用語が分かりづらい、どうなっているのだろうっていう、基本的なことでも構いませんので、ご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

そうしましたら次第に沿って進めさせていただきます。次第の3番目にあります令和6年度高知市権利擁護支援地域連携ネットワーク中核機関運営業務の事業報告、それから4番目にあります令和7年度高知市権利擁護支援地域連携ネットワーク中核機関運営業務の事業計画、この二つは関連しますので、3番と4番について事務局から説明をお願ひいたします。

(中核機関 中村)

皆さん、こんばんは。中核機関を担っております高知市成年後見サポートセンターの中村と申します。私の方から令和6年度の事業報告と令和7年度の中核機関の計画の方をご説明させていただきます。座って失礼いたします。まず資料の方を別添1の方をご覧ください。こちらが令和6年度高知市権利擁護支援地域連携ネットワーク中核機関運営業務の事業報告になります。お時間の都合上お配りしている資料の詳細につきましては、後ほど詳しくご確認いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

当サポートセンターの方は令和4年の4月から成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、中核機関運營業務を受託しております。法人後見受任事業と日常生活自立支援事業、これからあんしんサポート事業など一体的に実施しまして、判断能力が低下しても住み慣れた地域で安心して生活ができるよう権利擁護に関する支援を行っています。それでは事業実績の方を簡単にご説明させていただきます。

まず基本目標1になります。基本目標1につきましては、市民の皆様への相談窓口の周知広報、成年後見制度の周知利用促進に努めてまいりました。中核機関としまして、基幹型地域包括支援センターなどの協力を得ながら SNS での広報であったり、市民の集いの場への出前講座、職能団体などの専門職への講師派遣を含めた事業周知の方を行っています。市民の皆様及び関係機関による相談対応力の強化としまして、専門職の資質向上研修への講師派遣、また、アドバイザリー契約による司法専門職の助言を9件行っております。

初期相談に関しましては、全体で405件の相談となっております。専門職への繋ぎの方を21件行っております。また、協議会の方を年2回開催しまして、個別の困難ケースについても検討を行っております。裏面に行ってください、基本目標2につきましては、市民後見人の養成育成としまして、市民後見人材バンク登録者向けのフォローアップ研修や交流会、市民後見人1名の受任調整、こちらは市社協の法人後見から市民後見人への移行を行っております。さらに、受任後の後見人支援や関係機関からの相談対応など後見人支援の一環としまして、令和6年度初めて障がいを持つ子の親や市民後見人に広報しまして、「親族後見人のつどい」を開催いたしております。気軽に話のできる場づくりに努めたことや、アドバイザリー契約の弁護士の参加もあり、普段聞けない報酬額の疑問などについて活発に意見が出まして、話が聞けてよかったといったご感想もいただいておりますので、今年度以降も継続して開催予定となっております。また、ご本人の自己決定を尊重する権利擁護の重要な支援であります意思決定支援の研修を毎年行っております成年後見セミナーの中に踏み込んで市民の皆様や専門職の皆様への普及啓発の方に努めております。

最後に、基本目標3の専門職団体など関係機関や行政機関などとの連携推進につきましては、地域連携ネットワーク協議会の開催や成年後見利用促進に向けて、家庭裁判所、高知市と3者間で情報交換会を開催しています。また、随時支援の会議や各セミナー研修会などを通して参加されている専門職の皆さんと意見交換を実施しました。

以上で令和6年度高知市権利擁護支援地域連携ネットワーク中核機関運營業務の実績報告を終わります。続けて計画の方よろしいでしょうか。

(西内委員長)

はい。

(中核機関 中村)

それでは続きまして、令和7年度の中核機関運營業務事業計画の説明をさせていただ

きます。別添2と書いた資料をご覧ください。計画につきましても、今年度からの新たな取組や拡充されました部分に焦点を当ててご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、中核機関としまして、成年後見制度の普及啓発、利用支援、包括的な相談支援体制の充実、権利擁護支援チームの自立支援意思決定支援の浸透、関係機関との連携推進の基本目標として取り組んでまいります。今年度の新たな取り組みとしましては2点ございます。1点目につきましては、市長申し立て案件を中心にしまして、受任調整会議を年6回をめぐりに開催していく予定となっております。4つの専門職団体に参加いただきまして個々のケースに適した市民後見人も含めた後見人受任団体の調整を行ってまいります。また、従来通り、個別相談や関係機関からの初期相談に対しまして、必要に応じて専門職へのつなぎや受任調整も行ってまいります。

2点目ですが、市長申立てによりまして受任している後見人に対して、後見業務状況の把握のための実態調査を郵送にて行っていく予定です。さらに実態調査によって支援が必要と判断した場合や後見人などから支援の依頼があったケースにつきましては、権利養護支援チームのフォローアップ体制を構築しまして、継続して支援をしていく予定となっております。また、包括的な相談支援体制の充実の部分では、市民後見人の育成につきまして、市民後見人材バンク登録者のスキルアップや活躍の機会の場の創出を拡充していきます。市民後見人の新規受任に向けた市民後見メイトの取組に加えまして、出前講座やセミナーを行った際に、寸劇や紙芝居による市民の皆様への制度の普及促進活動、さらには他県の市民後見人さんと交流会を行うことによって、市民後見人材バンク登録者のスキルアップを検討しております。最後になりますが、委員の皆様にご意見をいただきまして、円滑な事業運営が行われております。令和7年度も成年後見制度利用促進基本計画に基づきまして、中核機関業務と高知市社協の独自事業である法人後見受任事業、これから安心サポート事業、高知県社協から受託しております日常生活自立支援事業の4事業を一体的に実施できる強み、さらには高知市社協の中の共に生きる課の中に事務所があることによって、生活困窮者支援の方の家計改善支援事業から日常生活自立支援事業に繋がってくるケース、そして日常生活自立支援事業を契約されている方の判断能力がさらに落ちた時に成年後見制度といった制度に繋げていくといった連携が円滑に行える強みを生かしまして、中核機関として権利擁護支援の発展的な事業推進に努めていきたいと考えております。以上で令和6年度の事業報告と令和7年度の事業計画の説明を終わります。

(西内委員長)

ありがとうございました。今、中核機関の方の令和6年度の事業報告と令和7年度の事業計画について、関連してますので合わせて説明をいただきました。委員の皆様の方、事業報告、事業計画、どちらでも構いません。ご質問とかご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。はい、溝淵委員さん。

(溝渕委員)

高知県社会福祉士会の溝渕です。お願いいたします。令和6年度の報告書の裏面ですけれども受任調整の相談対応受任調整というところで専門職へのつなぎ 21件と書かれていますけれども、どういう専門職に何件ほど繋いでいかれたか教えていただけたらと思います。

(中核機関 中村)

ご質問ありがとうございます。成年後見サポートセンターの中村です。すみません、手元に詳しい数の資料がなくて、詳細がちょっとお答えできないですけれども、この専門職へのつなぎというところは、例えば、申立支援、あとは任意後見制度のつなぎで司法書士の先生であったりとか、行政書士の先生にお繋ぎさせていただいた件数が含まれています。

(西内委員長)

はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。事業報告の方にもありますけれども、SNSの活用っていうところで具体的な媒体は何か教えてもらっていいですか。

(中核機関 中村)

はい、ありがとうございます。成年後見サポートセンターの中村です。社会福祉協議会のX、LINE、そういったSNSを活用したりとか、ホームページ、あとこれも社会福祉協議会になるんですけど、つながりで、県社協さんを通しまして、県下の社会福祉協議会であったり、市町村であったりっていうところ、SNSではないですけど新聞であったり、あかるいまちであったりっていうところを通して、広報啓発を行っています。やはり、一番あかるいまちの広報媒体が、皆さんの目に止まりやすいのかなっていうふうに考えております。質問からちょっと外れますが、今年度、今回の資料に載っておりますが、あかるいまちに権利擁護支援の部分が載ったところで、相談件数が増えているところがございますので、今後も続けて広報啓発には力を入れていかないといけないなというふうに思っております。

(西内委員長)

はい、ありがとうございます。そうですね、いろんな媒体での広報が必要ですし、具体的に冊子になった方が目には入りやすいのはあるかと思っておりますので、引き続きよろしくお願いします。他の委員の方々、いかがでしょうか？田中委員さん、お願いします。

(田中委員)

高知県行政書士会の田中です。初めての参加なのでよく分からないというか、後見人支援と出てくるときの後見人はどの範囲の後見人を指すものか、親族後見人であったり、市民後見人であったり、色々あるかと思うんですけど、後見人等というのはどのあ

たりを指すか教えて欲しいです。

(中核機関 中村)

はい、ありがとうございます。成年後見サポートセンターの中村です。まず、高知市社協としましては、市民後見人の支援として独自事業の法人後見受任事業で後見監督人を行っている部分もありますが、こちらに載せさせていただいている後見人支援というのは中核機関の後見人支援というところで計画を立てておりますので、受任されている後見人の全てっていう形になります。

ただ今回この計画の中で先ほど後見人の状況を調査するというふうなことをお伝えさせていただいたんですけれども、誰が後見人を担っているかっていう情報は個人情報になりますので、一定その最初の入り口として市長申立て案件で後見人を担っている方に調査をさせていただくっていう形に今年度はなっております。

(西内委員長)

ありがとうございます。また、実際調査の結果とかが分かりましたら、この審議会でまたご報告いただければと思います。他にはいかがでしょうか？

(土居委員)

はい、司法書士会の土居でございます。後見人支援について関連することなんですが、親族後見人のつどいを開催されたということで、この親族後見人についても、結構これから重要な体制というか、専門職ばかりの後見人がつくには限界があります。やっぱりそういう形の広がりがあるかなと思いいなってますね、つどいの方をもう少し説明を聞きたいなというふうに思ったところです。何人ぐらい参加されたんですか？

(中核機関 中村)

はい、ありがとうございます。すみません、詳細は忘れてしまったんですが、10数名は参加いただいております。その中で実際に受任されている方ってというのが親族後見人含め、市民後見人にもお声かけさせていただいたので、おそらく3名程度が実際受任されている方でした。アドバイザー契約をしている弁護士の先生にも助言者ということで参加いただいたんですけれども、やはりこれから、障がいを持たれたお子さんの親御さんが気になっているところとしては、費用負担、報酬額であったりとか、後見人が信用できるのかとか、そういったところがすごく生のリアルな声が出てきておりました。報酬額の部分などにつきましては弁護士の先生にもっと詳しく聞きたいというような意見もあったんですけれども、やはり集いで、実際に後見人業務を受け持っている方の生の声を交流会っていう形で、これから受任を目指している方に対して届けられたらなっているところを思っておりましたので、事務局側の意図としましては専門的な弁護士相談みたいな形にならないようにしていきたいと思いましたが、アンケートの中での回答としては、弁護士の先生が助言者として来られるのであれば、もっとその詳細な突っ

込んだところは聞いたかったといったところもありました。それとともに、家庭裁判所の方に報酬額の算定のことについて聞いてみたいとか、後は制度改正が行われるって聞いてるけれども、そこについても教えてほしいといったような結構踏み込んだ感想も聞こえてました。

(土居委員)

はい、ありがとうございます。実際、現場でやられてる親族の皆さんも日々悩みが尽きないんじゃないかなと。継続して頑張っていただきたいと思います。お願いします。

(西内委員長)

はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょう？よろしいでしょうか。はい、溝渕委員さん、お願いします。

(溝渕委員)

はい、高知県社会福祉士会の溝渕です。先ほどの報告書の中の市民後見人の受任調整というところで、市民後見人1名市社協法人後見から移行というところで、以前に確かお伺いしたと思うんですけど、メイトさんでしたかね。そういう取り組みっていうのはすごくいいと思います。専門職が数的に足りないというところになってきますので今後も、市民後見人の養成というところにすごく期待をしたいと思います。よろしく願いいたします。

(西内委員)

ありがとうございます。例えば、ちなみにその市民後見人にメイトから声を聞いているとかって何かありますか？

(中核機関 中村)

はい、ありがとうございます。成年後見サポートセンター中村です。メイトの方は市民後見人材バンク登録者の中から、実際に活動してみたい、また、今すぐ受任ができる状態にある人を私ども法人後見で受け持っている方の担当として、実務をパート雇用という形で雇わせてもらって、一旦担っていただいた後にうちが法人後見人を辞任して市民後見人に受任してもらってというような取り組みをやっておりました。

実務を担ってパート雇用期間中に担っていただいている間に、経験がつめたことによって、今後あまり構えずにと言いますか、緊張感がなく自然に就任することができたっていうところがありました。後は社協職員が指導役じゃないですけど、引き続き支援、何でも質問できる状況にあったっていうところは大きかったのかなっていうふうに思っております。ただ、市民後見人、その移った方、一人だけの意見ではないですが、ほぼ全員の方が比較的市民後見人を経験して長くなっても、市社協に監督人としてついてほしいっていう意見は多いですので、それではなかなか市民後見人として自立してい

うのはちょっとおかしいかもしれないですけど、いつまでも高知市社協が後見人監督人っていう形になりますので、今回のこのメイトさんの受任の時には、ご本人にはある一定の期間を経過したら、監督人は辞任させてもらって、自立してもらってというようなことはお話しさせてもらっているような状況ではあります。すいません。お答えにはなっていないかもしれないですけど、不安感っていうのは、やっぱり残るっていうことじゃないかなと思います。

(西内委員長)

はい、ありがとうございます。市民後見人として登録はしてるんですけど、受任を待っている状態のところでは実際の実務も経験していくというところではいいのかなと思いますし、一方で中村さんが言われたように、どうしてもですね、中核機関というか高知市社協の方を頼ってるところがありますが、実際の実務のやってもらい方っていうところも、あるのかなというふうに思いました。意見を聞いてよかったと思います。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか？はい、田中委員さん、お願いします。

(田中委員)

行政書士会の田中です。今のお話をお聞きしてて、実は私も後見人を受任してるんですけど、経験をいくらつんでも不安というのは必ず残る。これでいいのかというのは必ず残ってきますので、自立はしていただくのが大事ですけども、いつでもフォローができる、いつでも相談に来ていいよという体制は崩してはいけないというのは思いました。それともう一つ、別の件なんですけど、先ほど受任調整会議の話が出たかと思うんですけども、実は私の前の廣井先生が就任してた時、受任調整会議をやられてコスモスのメンバーが受任させていただいたんですけども、そこで思ったのは後見人に選任されましたと、その後、実は関係機関の方も含めてケース会議をやったんですね。そうすると、いろんな気づきだとか新たな発見が出てきたりしましたので、受任調整会議というのはどうしても難しい案件になりますので、この専門職に決まりましたというのも大事なんですけれども、その後フォローする会議を意識的に持つように位置づけていただければというふうに思ってますので、よろしくお願いします。

(中核機関 中村)

はい、ありがとうございます。成年後見サポートセンターの中村です。大変貴重なご意見ありがとうございます。先ほど田中先生の方からおっしゃっていただいた後見人支援の部分ですけど、おっしゃられるように、自立という言葉が言葉足らずで申し訳なかったですが、中核機関としての後見人支援っていうのは社会福祉協議会として続けていくっていう形になります。受任調整会議後のフォローアップにつきましても、中核機関の業務としては、権利擁護支援のチームを形成してフォローアップしていくっていう形を目指しておりますので、それができるように頑張っていきたいと思ってます。ありがとうございます。

(西内委員長)

はい、ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか？そしたら2つの議題については以上です。続いて5番目の第一期高知市成年後見制度利用促進基本計画の最終評価、続いて6番目の第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画の目標と具体的取組の2つ関連しますので、まとめて事務局の方から説明をお願いいたします。

(基幹型地域包括支援センター 浅野)

基幹型地域包括支援センターの浅野です。いつもお世話になっております。座って説明させていただきます。

第一期計画の最終評価から説明をします。前回は令和5年度までの中間の評価まで報告をさせてもらいましたが、令和6年度実績は記載しているとおりになっております。令和6年度実績をもとに最終の評価をしています。

(1)の①については、令和6年度の実績でいうと、市が行った制度の啓発実施回数は目標値を達成しています。

出前講座と成年後見セミナーについて令和5年度の中核機関が行っている出前講座は目標値以上できておりまして、令和5年度同様に出席講座の周知を行っていましたが、令和6年度は結果的に目標を達成できていませんでした。また、成年後見セミナーもホームページの掲載、あかるいまち、LINEなど、可能な限りの周知もしましたが、こちらも結果的にセミナーの参加者は目標値の達成にいたりませんでした。

令和6年度だけの実績だけでなく、令和4年、5年度も含め、総合的にみても、目標値を達成できていないところがございますので、最終評価もCとしております。

(1)の②について、こちらは総合的にみても目標値を達成しており、各年度で目標を上回る研修の機会をつくることができたので、最終評価もAとしております。

(1)の③について、こちらは数値目標があるものではないのですが、親族等による後見開始の申し立ての期待が持てない高齢者や障がい者の成年後見制度の利用を支援するため、相談があり必要と判断したものについて、市長申立てにより成年後見制度の利用を支援しました。また、後見人等への報酬を負担することが困難な方について、助成を行いました。こちらも中間評価と変わらず、B評価としています。

(2)の①について、令和5～6年度には、学習会を開催し、指標・目標を達成することができていますが、令和4年度は目標を達成できていないので、最終評価もBとしています。

(2)の②についてこちらも数値目標があるものではないのですが、上記「成年後見制度に関する市民啓発」にも記載しているとおりに、市民に成年後見制度を普及促進する中で、一定程度任意後見制度等の普及啓発にも取り組んできました。

また、令和5年度には、後見・保佐・補助の後見制度の類型や任意後見制度の分かりやすく説明するものとして「想いをかなえるノート」を作成して普及啓発することにより、補助・保佐類型を含む成年後見制度の利用促進に努めました。こちらも最終評価はBと

しました。

(2) の③についてこちらも数値目標があるものではないのですが、中核機関を運営している高知市社会福祉協議会が日常生活自立支援事業も担っており、円滑に制度移行に取り組みましたので、最終評価もAとしています。

(3) の権利擁護支援チームによる対応と関係機関の連携推進については、中核機関が把握している困難事例については、地域連携ネットワーク協議会で対応方法の助言をいただき支援につなげるなど、一定数の支援を行ってきました。しかし、次にもでてきますが、継続して相談対応をしている後見人の支援は行っていますが、新規の後見人の方から相談件数は少なくなっており、結果的に支援ができた件数が少なく、専門職等と連携した対応など、権利擁護支援チームの形成を支援するまでには十分至っていませんので、少し厳しく評価し、最終評価もCとしています。

次にすぐ下の中核機関の設置というところですが、令和4年度～6年度まで相談件数は400件以上となっております。ただ、先ほどもお伝えしましたが、後見人等からの相談件数が少ない状況となっております。

また、市民後見人養成講座を実施し、市民後見人は増えているが、活躍の場が少ない状況となっております。それから地域連携ネットワーク協議会の開催や家庭裁判所との意見交換会を実施しており、関係機関との連携推進にも取り組んでいる状況ですので、最終評価としてはBとしています。

続きまして、さらに下の地域連携ネットワーク協議会の設置ですが、これは年2回の目標に対し、各年度においても目標回数を達成しており、困難事例等に対する検討等ができていましたので、最終評価もAとしております。

第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画と具体的な取組についてです。こちらは去年の第2回目で審議をしたものとだいたい同様のものとなりますが、第一期の計画とは異なり、数値目標を設置し、各分野に分かれて、だれが何をしていくのか具体的に示した計画となっております。

(1) の基幹の取組としては、市民向けの啓発として、いきいき百歳体操会場、民生委員児童委員協議会等地域活動の場を活用して啓発をしていきたいと思っております。また、ここは前回の審議会の中では報告をしていませんでしたが、個別相談時、居宅介護支援事業所、医療機関等を活用しての普及啓発も考えております。その他にもあかるいまち、ホームページ、LINE、電光掲示板、Lico ネットによる情報発信をしていきます。ご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、既にあかるいまちの6月号には特集として取り上げてもらい、お手元にあるような記事を載せました。

次の支援者向けの啓発としては、ケアマネ等支援者に向けての研修会を年1回行う予定です。

次の障がい福祉課の取組についてです。市民向けの普及啓発については、①療育手帳交付時に成年後見制度のチラシ等を配布します。

支援者向けの啓発については、支援者向けの意思決定支援の研修と合わせて研修会を年1回開催します。

次に健康増進課の取組です。市民向けの啓発は、高知市家族連合会で家族を対象にした普及啓発を年1回。精神科病院・院内説明会で精神障がい者を対象にした普及啓発を年1回以上。精神障害者保健福祉手帳の発送に合わせた成年後見制度を説明するしおりの送付を行います。

次に中核機関の取組ですが、先ほど令和7年度の中核機関の計画の中でも説明があったかと思いますが、専門職や家庭裁判所、行政の研修会等の共催を調整・開催支援。成年後見制度の普及啓発ツールの作成となっています。

次にその下の多職種が連携した普及啓発のところでは、基幹型が専門職と連携した研修会の開催を年1回行う予定です。

次に（２）の成年後見制度の利用支援についてです。こちらの一番上と二番目ところについては引き続き市長申立てや報酬助成を行っていきます。次に適切な後見人等候補者の選定についてですが、こちらは受任調整会議を行い、ご本人にとって適切な方を候補者として選定できるよう努めていきたいと思っています。また、市民後見人の活躍の機会も受任調整会議を活用し、創出していきたいと思っています。

次に（３）包括的な相談支援体制の充実ですが、こちらも相談窓口の周知をするために各分野に分かれて取り組みを行います。こちらは基幹型地域包括支援センター、障がい福祉課、健康増進課共に（１）啓発の取組説明したことと同じ取り組みを行い、相談窓口の周知を図ります。

包括的な相談支援の中核機関の取組ですが、こちらも令和7年度の中核機関の取組の中にもあったかと思いますが、個別相談、関係機関等からの相談対応を行います。そして、多職種との連携強化については、地域連携ネットワーク協議会の開催をします。

次の各機関による権利擁護支援では、それぞれの機関による個別支援や新たに消費生活センターと連携する中で、権利擁護に関する支援の必要な方の早期発見に努め、成年後見制度の利用を含めた速やかな支援につなげていきます。

（４）権利擁護支援チームの自立支援についてです。こちらは中核機関としてはこちらも令和7年度の計画でお伝えされたかと思いますが、後見人等の支援として、後見等業務の情報共有が可能な後見人等へのアンケート調査の実施と後見人等への助言・支援を行います。

次に基幹型地域包括支援センター、障がい福祉課、健康増進課が取り組む困難事例の支援方法の協議については、重層的支援会議を活用し、対応策を検討したり、関係機関と連携した支援を行います。

次に中核機関、専門職団体、家庭裁判所、支援者が行うこととしては、各機関の強みを活かした権利擁護支援チームの支援体制の構築、各機関の地域連携ネットワーク協議会への参加、困難事例の支援方法の協議をしていきます。

（５）意思決定の普及促進について基幹型地域包括支援センターとしては、市民向けの普及啓発は制度の啓発と合わせて行いますので、啓発のところでお伝えした内容と同様になります。中核機関としては、意思決定支援研修の開催を行います。障がい福祉課、健康増進課は支援者向けの成年後見制度の研修と合わせて年1回研修会を開催します。

以上が第一期計画の最終評価と令和7年度の計画についてです。

(西内委員長)

はい、ありがとうございます。基本計画の方の第一期の3年間の最終評価、第二期の計画、具体的な取り組みについて事務局から説明をいただきました。分かりにくい表現もひょっとしたらあったかもしれませんが、その辺も含めて、ご意見・ご質問があればよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか？

(溝渕委員)

高知県社会福祉士会の溝渕です。令和7年度の計画の中で、先ほど市民向けの普及啓発のところの一番で個別相談時に居宅介護支援事業所、医療機関等を活用した普及啓発、相談窓口や意思決定支援の普及啓発と合わせて啓発人数ということで書かれていますけど、具体的に居宅介護支援事業所とか、医療機関等に期待をしている内容があれば教えていただきたいと思います。

(基幹型地域包括支援センター 浅野)

基幹型地域包括支援センターの浅野です。ご質問ありがとうございます。居宅介護支援事業所や、医療機関等の活用した普及啓発というところですが、今年度の居宅介護支援事業所の会議の中で、成年後見制度の啓発ツールをお配りさせていただいて、ケアマネの皆様は高齢者の方と接する機会なんかも多いと思いますので、必要な方に届けられるように、その啓発ツールの方をお配りしていただいたりとか、そういうふうにご協力していただけたらと思っております。

(溝渕委員)

高知県社会福祉士会の溝渕です。私も居宅介護支援事業者で働いておりますもので、どういうふうな具体的などころでということ、ちょっとお伺いしたかったところでした。はい、よくわかりました。ありがとうございます。

(西内委員長)

他にいかがでしょうか。はい。山岡委員さん、お願いします。

(山岡委員)

お疲れ様でございます。高知弁護士会の山岡でございます。ご報告のほうありがとうございます。1点だけ(1)の3の成年後見制度市長申立及び成年後見制度利用支援事業の適切な実施とあるのは、確かに絶対的な数では評価できないものだと思いますので、そのプロセスであるとか手続面でどうだったかというのを検証すべきだと思うんですけど、ここにあるのが相談があり必要と判断したものについて利用支援し、あるいは助成を行ったとありますけれども、相談があったけど結局必要と判断しなかったもので

あるとか、必要と判断したんだけど、なかなか申立てまでこぎ着けなかったりあるいは支援事業を行えなかったといった件数というのはこの中に入ってるんでしょうか？

(基幹型地域包括支援センター 浅野)

基幹型地域包括支援センターの浅野です。市長申立てに至らなかったという案件は、例えば家族の調査を行った時に、家族の方がこういう状況であれば自分はやりますというふうに言ってくださるケースがあったりとか、残念ながら亡くなってしまうケースとかもあったりするんですけども、そういうケースが市長申立てに実際至らなかったケースになります。こちらに書いている件数については、その件数を入れるっていう訳ではないですが、市長申立てが必要ということがあれば、相談を受けた段階で基幹型地域包括支援センターの方で受理ミーティングを開催して、この方が本当に必要な状況か検討したりしております。市長申立てですとなれば、順次家庭裁判所に申立てができるような準備を整えていくというふうにしてしております。

(山岡委員)

山岡でございます。ご説明ありがとうございます。内容的な話というよりはどのような体制が組まれているかということをお聞きしました。どのようなプロセスで判断したかが必要だと思imasるので、引き続き議論を重ねていきたいと思imas。よろしくお願ひします。

(西内委員長)

ありがとうございました。他の委員の皆様はいかがでしようか。民協での普及啓発とかもありましたけど、実際の認知度とか広がっているような感じなのかどうでしよう。

(公文委員)

高知市民生委員の公文です。リーフレットや資料をいただいて説明はしています。地区民協がありまして高知市に27地区ございます。それぞれが毎月連絡会をしまして、行政等や社協を含めた関係機関からの依頼事項、それから連絡事項等についてあるんですが、私の上街地区の方も毎月やってみまして、成年後見制度については一定説明しております。ただ、大部分が家族で話し合いがついているところが多くて、ただ相談することがあれば、身近なところでは高知市社会福祉協議会に窓口がありますので、何かあれば相談いただいて、また、それ以前に言い辛ければ私の方に連絡くださいというふうにしております。

(西内委員長)

はい、ありがとうございます。相談のケースは最初の窓口として民生委員さんにご相談しやすいところもあると思imasし、先ほどの中核機関の方を通して、民生委員さん

に事情を確認するというのもあるかもしれません。その点では1個だけで普及が上がっていくものでもないと思いますので、ぜひ連携して引き続きよろしく願いいたします。窪内さん、家族の会辺りで普及の実感っていうのはいかがでしょう？

(窪内委員)

手をつなぐ育成会の窪内です。今現在、子どもが附属特別支援学校に所属しております、その中で去年PTAの会長もしておったんですけども、やっぱり後見人制度っていうことについては、何となくっていうところで知ってるっていう程度になります。卒業生の方とかがいらっちゃって、後見人っていう話もあったりするので在学中に聞いたりしておりますが、やはりなかなか内容はちょっと分かりづらい、手続きってなるとちょっと敬遠してしまうっていうところで、実際にはこれから必要になっていくであろうというところがあるんですが、制度が分かりにくかったりするんで知ってる程度っていうかたちの普及程度であります。親御さんの中で、子どもさんと同じく障がい持たれたご両親の方もいらっしゃいますので、そうなってくると手続きとか書類をたくさん作るプロセスがある関係で、なかなかそこへ理解を迫いついていかないっていうようなところも見受けられますので、そういった事例とかもですね、もちろんこれから勉強していくようにはなるんですけど、あとプラスどの程度でその方たちに伝わっていくのか理解してもらえるかっていうところをあわせて考えていただければと思います。

(西内委員長)

はい、ありがとうございます。今回、あかるいまちでも成年後見制度を分かりやすく資料を作っていたいております。でも、もしおっしゃる事例があったりすると、より分かりやすいかもしれませんので、事務局の方でも検討いただければと思います。他の委員の方いかがですか？山岡委員さんお願いします。

(山岡委員)

弁護士会の山岡でございます。先ほど普及のお話がありました。私の方からもちょうどタイムリーな話、今日と昨日と法律相談でお話させていただきました。後見相続相談会には当弁護士会では無料で行っておるものがありまして、ちょうど昨日今日と私担当だったので行ってたんですけど、いわゆる後見の制度を前提とした相談が多かったです。一から説明しなければいけなかったのが従前だったんですけど、どうも後見制度というのがあるらしいと、これどうやったらいいんだという手続き面がもっぱらものでした。その意味ではこういう時にはこうすればいいんだと本当に後見制度があることが功を奏しているんじゃないかと思いましたが、一人目の方は今お母さんが当面のお金が必要だからこの難局を乗り切りたいと。もう1件に関しても制度の根幹というものをあまり理解されてないんだなという、それなら構いませんって帰ってしまうと、それはちょっと我々もかなり違ってくるなと思いました。だから、なんとなくその制度というのは分かり普及度は上がってるんですけど、もっとより根幹的なことに次のステージに

行くべきなのかなとは少し感じた次第です。以上です。

(西内委員長)

ありがとうございました。そうですね、なんとなく理解は進んでるのかもしれませんが、どういうふうを活用できるのかとか、その制度の特徴とかっていうところも、もう少し普及していく必要があるのかもしれませんが、どういうふうに伝えれば伝わるのかっていうところも、この審議会でもご意見をいただければと思います。

他の委員の方はいかがでしょうか？よろしいでしょうか？はい、公文委員さん、お願いします。

(公文委員)

高知市民児連の公文です。周知のことなんですけど、実際、町内の方に聞いても詳しく知ってるということはほとんど聞きません。ですから困った時になんか相談するところがないかねみたいな感じですから、私ども定例会にも包括支援センターとか、社会福祉協議会の方も毎月出席されて話をされてますが、一つ、あかるいまちの記載内容ではどうしてもボリュームの制限がございます。そうすると一つもう少し丁寧に説明して、市民の方に周知したいなという場合は、町内会連合会を通して、例えばコミュニティ推進課とかそういうところなんかもあり、必要に応じて各町内会宛に回覧板用の資料ということで配布できます。そうすると結構ボリュームあるリーフレットなんかも一緒に入って回覧で回してください、そういうことがありますので、もう少し丁寧に分かりやすく、しかしボリュームがちょっと増えるなっていう場合は、そういう仕組みを利用してやればいいなと思います。高齢者ごとに渡すと非常にボリュームが増えますので、町内会でしたら班体制の班ごとに配りますから、例えば7班とか10班あれば、その町内会に送って、町内会の役の方が各班に回覧しますので、回覧する場合は結構皆さんご覧になってますのであかるいまちよりもPR効果があるのかなという気がします。もし予算的に都合がつけばなんですけど、もし可能であればこの辺りも検討していただければと思います。以上です。

(西内委員長)

公文委員、ありがとうございます。貴重というか大事な意見だったかと思いますが、事務局は何かありますか。

(基幹型地域包括支援センター 宮川)

基幹型地域包括支援センターの宮川です。後程、次第8番の方で成年後見制度啓発ツールの案を今作っておりますので、こちらの方でまた見ていただき、足りない部分のご意見いただいて、反映させられるところを反映して作っていきたいと思います。ただ、こちらページ数に限りがありますので載せられる情報の限りがあります。一定広く普及啓発する時にはこちらのチラシの方を使いまして、もっと深くという情報でしたら今

回の事業計画にはありませんけど、成年後見サポートセンターの方で作っているリーフレットがありますので、そういったもので普及啓発するというのも可能になりますので、回覧板等のツールも使わせていただきながら普及啓発していきたいと思います。

(西内委員長)

ありがとうございます。また後で議題に出てくると思います。そこでも意見がありましたらお願いいたします。他の委員の皆様いかがでしょうか？よろしいでしょうか？そしたら第二期については数値目標と、どこが担当するかというのも今回入っておりますので、それも踏まえて計画に沿って進めていただければと思います。それでは、次第の方の7番目の想いをかなえるノート、それから8番目の成年後見制度啓発ツールについて、関連しますので二つまとめて事務局の方から説明をお願いいたします。

(基幹型地域包括支援センター 浅野)

基幹型地域包括支援センターの浅野です。想いをかなえるノートの令和7年度から使用できるものが完成しましたので、皆様にご報告させていただきます。このノートはいわゆる高知市のエンディングノートとなっております、(5)意思決定支援の普及促進の中でこのノートを配布し、意思決定支援の普及啓発をしていきたいと思います。また、このページのP13~14のところには成年後見制度について書かれたたページや制度以外にも日常生活自立支援事業のことや死後事務委任のことも載せています。想いをかなえるノートができましたので、報告でした。

次に成年後見制度のツールについては、中核機関と検討しながら最終のものを作成してもらおうようになっているのですが、作成までに少し時間も要するので、基幹のほうで先に作成をしまして既に高齢者に向けては地域包括支援センターの方が、このツールを使用し、現在啓発を行っているところです。作成については、昨年の審議会で絵や図などを使用してわかりやすく作成をした方が良いというご意見や具体的な例があるというといった意見がありましたので、表紙の方にこういう場合に利用の検討ができるという例を入れてみたり、制度の利用までの流れのところでは、どのような人が補助・保佐・後見になるのか具体的に記載したり、イラスト等も入れながら作成をしてみました。今回このようなものを作成したので、皆様にご報告させてもらいたかったのと、最終中核機関の方にも作成をしてもらうので、あまり大きく変更することは難しいかもしれませんが、ご意見があればいただきたいと思っています。以上です。

(西内委員長)

ありがとうございます。想いをかなえるノートと成年後見制度啓発のツールについて説明をいただきました。今ぱっと見ていただいて、ご意見なかなか出しにくいかもしれませんが、見ていただいて気になることがありましたらお願いいたします。いかがでしょうか？田中委員さん。

(田中委員)

高知県行政書士会の田中です。私もきちっと分かりやすくお伝えできるかわからず、申し訳ないんですが、見開きの右の下に成年後見人等は何ができるのか、できること、できないこととありまして、これ私今非常に悩んでいるところであるんですけど、できないことの中に3番目に手術をするしないを決めるというのがあります。これは医療行為に対する医療同意ができないことだと思います。それはそれで間違いはないんですけども、ご本人さんが例えば手術をしなければいけなくなったとかいう相談があった時に、後見人は知らないよと言うかというところではなくて、やっぱり後見人として知ってる限り医師に情報も伝えるし、親族にも連絡とるし、医師の説明にも立ち会うということで全く関わらないわけではないのですので現実的には、このように記載してくれると確かに楽は楽なのかもしれないけど、ちょっと現実は違うところがありまして。ごめんなさいどうしたらいいかがちょっとどういう書き方が適切かちょっと今言い切れないですけれども、少し検討はいるのではないかと感じています。以上です。

(基幹型地域包括支援センター 宮川)

基幹型地域包括支援センターの宮川です。今こちらを私どもの方もどう変えるっていうこととお返事しきれないので、市役所内、中核機関、もしかしたら専門職の皆様の方にご相談させていただきながら、記載の方を変えるようにしていきたいと思っておりますので、その際にはご協力いただければと思います。

(西内委員長)

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか？よろしいですか？想いをかなえるノートも非常にイラストも入ってわかりやすいです。先程のツールについてもイラストが入っておりますので、文字ばかりよりは見やすいと思います。それから誤解のないようなかたちの表現っていうのは検討した方がいいと思います。

事務局の方でも検討いただいてそれぞれの専門職の方にも意見をいただいて修正いただくような形で進めていければと思いますのでよろしく願いいたします。そうしましたら次第の9番目になります。受任調整会議の運用について事務局からお願いいたします。

(基幹型地域包括支援センター 浅野)

基幹型地域包括支援センターの浅野です。まず、受任調整会議の目的は以下のとおりで、複合的な課題があり、後見人等候補の選任が困難なものや市民後見人の選任について、多職種間で協議し、本人の状態に応じた適切な後見人と候補の選任や複数後見等の選任形態の適否を判断します。協議事項については、本会議は関係機関が後見開始申立てをする案件で、協議依頼があったものについて以下の内容を協議し、適否を判断します。1. 後見人等候補の選任の適否。2. 後見人等候補の形態の適否。これは去年の審議会でもご意見いただいたことありますが、複数後見という方法もあるということだし

たので、どのような形態にするかも協議することがあると考えましたので、選任形態の適否を協議事項としました。3. 最後にその他市長が認めるものとしております。会議の概要ですが、事務局は中核機関とし、構成員の招集や当日の司会進行等を行ってまいります。

受任調整会議は最大想定回数年6回想定。所要時間1～2時間。受任調整会議シートを基に参加者と共有を図り、本人の状況や希望等を鑑み、後見人等候補の選任や後見人等候補の選任形態、適否等を協議します。本会議後協議結果に基づき、下表のとおり対応します。後見人等候補が専門職団体だった場合、本会議で決定した専門職団体に内諾を得て候補者としてします。弁護士会には事務手続きの都合上内諾を得ることは難しいということでしたので、家庭裁判所を通じて正式な依頼を行ってまいります。

市民後見人の場合は中核機関が所有している人材バンクから市民後見人を候補者としてします。複数後見の場合は本会議で決定した専門職団体及び法人に内諾を得て候補者とする中核機関が所有している人材バンクから市民後見人を候補者としてします。法人後見の場合は適切と判断した法人に内諾を得て候補者としてします。

次に構成員と役割ですが 弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、法人後見を行う社会福祉協議会こちらの方々には本会議に参加し、本人の状況に応じた適切な後見人等を推薦するため、専門的な視点から助言・協議するとともに、必要に応じて、本会議で協議する事案を提供していただきます。

次に中核機関の役割としては、本会議の司会進行をするとともに、専門的な視点から助言、協議し、議事録を作成してまいります。市の方は本会議に事案を提供するとともに、本会議に参加し、本人の状況等について本会議の協議に必要な情報を説明します。その他のものとしては、ご本人の状況をご存知である例えばケアマネ等を想定していますが、その方がご参加された場合は、本会議に事案を提供するとともに、本人の状況等について本会議の協議に必要な情報を説明していただきます。

次に受任調整会議における中核機関の役割についてです。右下にあるフローの順に説明をしていきます。1. 開催準備について。事例の選定は、毎月第1水曜日に、基幹型地域包括支援センターと障がい福祉課と健康増進課が3課ミーティングを行っておりますので、そのミーティングに中核機関の方にも参加していただき、受任調整会議に諮る事例の選定を行います。2. 事例がある場合は ミーティング後の1週間以内に、専門職団体等に依頼文と「受任調整会議シート」を事前に送付します。受任調整会議シートとは、別添5と書かれたA3用紙のものです。このシートですが、以前、受任調整会議を模擬的に行った際に、「候補の案」と「候補案とした理由があったほうがよい」というご意見をいただいたため、赤字で記載しているように、今回このシートの中にそれらの項目を追加しております。次の追加質問ですが、受任調整会議シートが送付された際に、協議の前に確認しておかなければ協議ができないような情報、漏れている情報などがあれば、事前に中核機関の方に伝えてください。事例提供者の方にその内容をお伝えし、情報を収集しておくようにいたしますので、そういった時に追加の質問をしていただきたいと思います。そして、準備が整ったら受任調整会議の開催となります。

2. 会議開催・会議の運営についてです。中核機関には会議の司会進行と専門的な視点からの助言を行い、後見人等の選任を行ってまいります。会議に参加した専門職に対し、報酬の支払いもさせていただきます。

3. 受任調整の判断についてです。1. 受任可否の判断について、協議結果を「受任調整会議結果シート」という別添5と書かれたA4サイズのシートがあります。これを協議終了後、記載します。そのシートと「後見人等候補者推薦にかかる受任のご検討について」及び「受任の可否に係る回答票」を会議終了後1週間以内に送付してまいります。受任が可となった場合は、会議参加者の方に結果を報告していただきます。特に、事例提供者に対しては、裁判所への申立てが早急にできるよう、速やかに連絡をしていただきたいと思いますと考えております。仮に受任不可となった場合は、再度調整をしていただきます。再度調整を行い、受任調整ができ次第、会議の参加者へ結果を報告していただきたいと思います。

4 フォローアップについてですが、(1) 権利擁護支援チームの形成及びフォローアップ体制について 受任調整会議に上がる事例は困難なケースであったり、市民後見人等がかかわる事例であるため、中核機関が中心となり専門職団体や支援者等の多様な主体が連携し支援する権利擁護支援チームの形成及びフォローアップ体制を構築し、円滑な後見等業務が行えるよう支援していきます。

(2) 地域連携ネットワーク協議会の活用ですが、権利擁護支援チームのフォローアップを行う中で、中核機関だけでは解決できない場合は地域連携ネットワーク協議会を開催し、各機関の専門的な視点からの助言をいただきながら、課題解決を図っていきます。ここまでが中核機関の会議の役割です。

次に3ページに移りまして、専門職団体の役割です。こちらも中核機関の役割と同様に右下にあります、フローの順に説明させていただきます。

1 開催準備について、専門職団体は受任調整会議に諮る事例がある場合は中核機関へ連絡し、情報提供を行います。

2 会議開催について、専門職団体の方が(1) 事例提供者の場合は受任調整会議に諮る事例があれば、事例の提供を行っていただきます。(2) 専門的な視点からの助言は参加者の場合ですが、本会議に参加し、本人の状況に応じた適切な後見人等を推薦するため、専門的な視点から助言・協議をしていただきます。

3 受任可否の判断についてです。(1) 受任調整会議結果シート及び依頼文が届くについてですが、先ほど中核機関のところで説明をしましたが、協議終了後、中核機関から協議で決定した職種等に対し、「受任調整会議シート」、「受任調整会議結果シート」、「後見人等候補者推薦に係る受任のご検討について(依頼)」、「受任の可否に係る回答票」が届くため、専門職団体は受任の可否について検討していただきます。2 受任が可能な場合は推薦者を決定し、「受任の可否に係る回答票」に推薦者を記載し、中核機関へ返送していただきます。そして、後日、受任調整会議に参加した専門職団体は受任の可否の結果報告を受けます。2 受任否の場合は「受任の可否に係る回答票」に受任ができない理由を記載し、返送していただきます。そして、中核機関が再調整しますので、調整がつ

きしだい受任調整会議に参加した専門職団体は受任の可否の結果報告を受けることとなります。4フォローアップについて 地域連携ネットワーク協議会の活用ですが、中核機関が権利擁護支援チームのフォローアップを行う中で、対応が困難な課題がでてきた場合に、地域連携ネットワーク協議会を開催するため、専門職団体は協議会の中で各機関の専門的な視点から助言を行ってもらい、課題解決を図っていきます。(2) 困難事例への支援方法の協議 困難な事例については、中核機関からの協力依頼に応じて専門職団体や支援者等が連携し、課題解決を図ります。以上が受任調整会議における専門職団体の役割案です。

(西内委員長)

はい、ありがとうございます。受任調整会議の具体的な流れと言いますか、その資料を作っていただきました。昨年度から検討しているところではありますけど、具体的な流れについて提案がございましたので、委員の皆さんご意見やご質問がありましたらよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか？堀委員さんお願ひします。

(堀委員)

高知県精神保健福祉士協会の堀です。受任調整会議については、私たちの団体は受任しておりませんので参加はないんですけども、例えば困難事例であったりとか、専門職団体として精神保健福祉士協会ができること、担える役割がもしあるようでしたら教えてください。

(基幹型地域包括支援センター 浅野)

基幹型地域包括支援センターの浅野です。ご質問ありがとうございます。精神保健福祉士団体の方々にご協力していただくところとなると、受任調整会議の案の1ページ目の構成員と役割で一番下のところに、その他市長が必要と認める者っていうところに入るのかと思ってるんですけど、例えば堀さんが対応されている方のなかで、本当に後見人が必要となった時に、困難な事例であればその方の受任調整会議を行ったりした場合には、その方と普段関わっていただいていると思いますので、その方がどういう方であるのかとか、その方の周辺の状況とか親族関係のこととか、そういう情報提供をしていただきながら、その方に適した方を受任調整会議で選んでいきたいと思うので、受任調整会議の中にご参加していただきたいという声がかかる場合があるかもしれないので、その時にはご協力お願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(西内委員長)

堀委員さん、よろしいでしょうか？ありがとうございます。他にはいかがでしょうか？介護福祉士会の利谷委員さんも同じ考え方でよろしいでしょうか？

(利谷委員)

高知県介護福祉士会の利谷です。介護福祉士会の方もこの構成員の中には入っていないので、例えば自分は実際の職務になると、今、ケアマネージャーという仕事をしているので、自分の担当ケースが対象になれば、本人さんの状況分かっている立場として入っているということが今のご説明で理解できたかなと思いました。以上です。

(西内委員長)

ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでしょうか？よろしいでしょうか？少しやっけていき、そこでやりづらいところがあれば、また修正をしていただくのがいいかなと思いますし、今日は審議会なんですけども、協議会がある日にはまたこの同じメンバーで協議会を開催してということになります。先ほどのフォローアップのところに、地域連携ネットワーク協議会の活用というのがありますので、中核機関の方でこの委員の皆様は協議会の方として意見をいただきたいということがありましたら、このメンバーでまた検討するということがあると思いますので、その際にはどうぞよろしくお願いいたします。他にはよろしいでしょうか？

予定していた議題は以上になります。それでは以上もちまして令和7年度第1回高知市成年後見制度利用促進審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。事務局の方にお返しいたします。

(基幹型地域包括支援センター 武正)

委員の皆様、本日は活発なご審議をありがとうございました。以上を持ちまして、令和7年度第1回高知市成年後見制度利用促進審議会を閉会いたします。次回についてですが、現時点では12月以降に開催を予定しております。開催近くになりましたら、また皆様にご連絡を差し上げます。本日は長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。気をつけてお帰りください。

**【終了】**